

杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度利用の手引き



杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

双方または一方が性的少数者である二人が、お互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を行うことを約束した「パートナーシップ」の関係にあることを宣誓し、町がその意思を尊重し、「宣誓証明書」等の証明書類を交付する制度です。(パートナーシップ宣誓制度)

また、宣誓する方に、未成年のお子様がいる場合、家族の関係にあることをあわせて宣誓することができます。(ファミリーシップ宣誓制度)

杉戸町

目次

1	はじめに	1
2	宣誓を行うことができる方	2
3	宣誓に必要な書類	3
4	手続きの流れ	5
5	宣誓後について	6
6	利用できる行政サービスについて	7
7	Q&A	8
	制度の考え方・利用要件	8
	手続きに関すること	9
	宣誓後のこと	10
8	相談窓口	11

1 はじめに

本町では、「杉戸町人権施策推進指針」の理念に基づき、すべての町民が人権尊重の精神を踏まえた行動することができる社会の実現を目指し、様々な人権施策を推進しております。

人権尊重と相互理解のさらなる実現を図るため、令和5年4月1日から新たに、「杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します。この制度は、お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを宣誓した性的少数者等のカップルに対して、町がその意思を尊重して宣誓証明書や宣誓証明カードを交付するものです。

また、宣誓する方に、未成年のお子様等がいる場合、家族の関係にあることをあわせて宣誓することができます。

婚姻制度とは異なり、宣誓によって、法律上の権利や義務は生じませんが、性的指向や性自認に係る性的少数者の困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができる、一つのきっかけになることを期待するものです。

この「杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に対する町民や事業者の皆様への理解促進を通じて、多様な性への理解が広がり、差別や偏見のない人権尊重社会の実現を目指してまいります。

2 宣誓を行うことができる方

パートナーシップの宣誓

お二人が次のすべての要件に該当する必要があります。

- (1) 双方が民法に規定している成年に達していること。
 - ・満18歳以上の方
- (2) 双方又は一方が杉戸町民であること。または町内への転入を予定していること。
 - ・町内に住所を有している方。または3か月以内に町内への転入を予定している方。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び他のパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 双方が民法に規定されている近親者同士でないこと。
※パートナーシップを目的とした養子縁組の場合は除く。

*近親者同士とは

直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係を言います。

- 直系血族・・・祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族・・・兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族・・・子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

上記のパートナーシップの宣誓要件に加え、ファミリーシップ対象者は、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 宣誓されるお二人またはいずれか一方と生計が同一であること。
- (2) 未成年であること。（民法で規定する成年に達していないこと。）

3 宣誓に必要な書類

(1) 杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

- 宣誓される日に、町職員の面前で自署の上、提出してください。
自ら署名できない場合は、町職員立ち合いのもとで代筆が可能です。
- 社会生活上において通称名を使用している場合は、通称名での宣誓が可能です。
※この書類は、窓口で用意いたしますので、持参の必要はありません。

(2) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- 「個人番号(マイナンバー)」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの(発行から3か月以内のもの)を1人1通ずつ提出してください。(同一世帯の場合は世帯全員の住民票の写し等を1通)
- パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行う場合は、子を含めた世帯全員の住民票の写し等を提出してください。

(3) 独身であることを証明する書類（戸籍謄本、独身証明書など）

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は独身証明書を本籍地市区町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。(発行から3か月以内のもの)
- 外国籍の方は、在日大使館等が発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入すること。）を添えて提出してください。
- パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行う場合は、子を含めた戸籍全部事項証明書を提出してください。

(4) 町内に転入を予定している方の取扱い

町内に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写し等）を提出してください。

(5) 通称名を使用していることが確認できる書類（通称名を使用する方のみ）

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる書類を提出してください。

(6) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

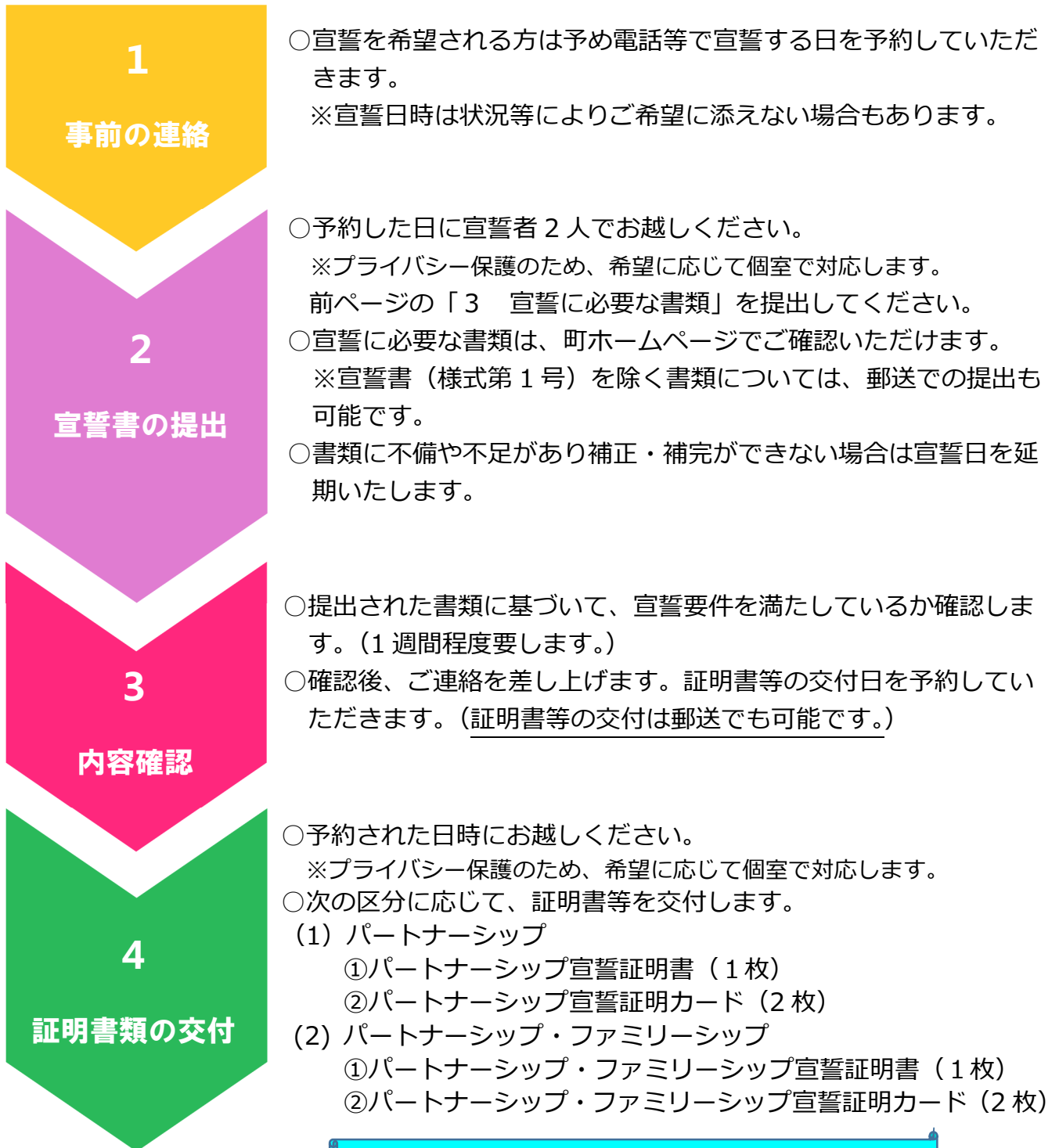
- 1点の提示でよいもの
個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、旅券等のほか官公署が発行した顔写真付き証明書等
- 2点の提示が必要となるもの
健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等
※上記以外に、町長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

【お知らせ】

杉戸町と協定を結んだ他市町村で、パートナーシップ制度を利用している方が杉戸町に転入される時は、提出書類を一部省略できることがあります。

詳しくは、本手引き巻末の担当までお問い合わせください。

4 手続きの流れ



お問い合わせ先

窓 口 杉戸町人権・男女共同参画推進課
（第3庁舎2階）

時 間 平日 午前8時30分～午後5時15分

電 話 0480-33-1111 内線 217

M a i l jinkendanjo@town.sugito.lg.jp

5 宣誓後について

(1) 証明書等

「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」は、大切に保管してください。

「宣誓証明カード」は、お二人の関係を求められた際の証明としてご活用ください。

※宣誓証明書及び宣誓証明カードは法的な効力を有するものではありません。



(2) 証明書等の再交付

証明書等の紛失や毀損などの事情により再交付を希望される場合には、再交付します。

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書」(様式第4号)を提出してください。

(3) 宣誓事項の変更

宣誓内容に変更があった時は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届」(様式第5号)に変更内容が確認できる書類(住民票の写し、戸籍全部事項証明、通称名を使用していることが確認できる書類など)を添えて提出してください。

(4) 証明書等の返還

パートナーシップ・ファミリーシップの解消や双方又は一方が町外へ転出した時、一方が死亡した時など、要件を満たさなくなった場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」(様式第6号)を提出し、「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。

6 利用できる行政サービスについて

制度・サービス	内 容	所 管
町営住宅への入居	宣誓者本人とパートナーの入居の申込み	建築課
杉戸町職員に対する特別休暇（結婚休暇等）	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った職員の結婚、忌引等の特別休暇の取得	総務課
災害見舞金等の交付	災害により被害を受けた被災者又はその遺族（パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者）等に対し、見舞金又は弔慰金を支給	福祉課
入学準備金貸付制度	子どもがいる宣誓者とパートナーを保護者として認め対象とする	教育総務課

（令和6年4月現在）

7 Q&A

〈制度の考え方・利用要件〉

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、町の実態に基づき実施するもので、パートナーシップ・ファミリーシップの関係を町が尊重し証明する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A2 本制度の導入により、性的少数者等に関する社会的理解が進み、多様な性が尊重される取り組みが広がることを期待しています。

Q3 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A3 「継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活を継続することです。

Q4 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？

A4 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者扱いとなり、宣誓することができません。

ただし、このような宣誓等の制度がない状況でやむを得ず、普通養子縁組を行ったなど、パートナーシップを目的にしたものである場合は除きます。

Q5 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A5 外国籍の方も、一方が杉戸町民であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳（翻訳者の氏名を明記すること）を添えて提出してください。

なお、同性婚が認められている諸外国において、婚姻されたお二人が、杉戸町において宣誓したい場合には、必要書類など別途ご相談ください。

Q6 パートナーと同居していなくても、宣誓できますか？

A6 同居していなくても、宣誓することができます。

ただし、将来、人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束していることが必要です。

Q 7 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？

A 7 周囲の人にカミングアウトしてなくても、宣誓することができます。

また、宣誓の日及び証明書類の交付の際は、プライバシーに配慮し、希望に応じて個室を用意します。

〈手続きに関すること〉

Q 8 宣誓書等の申請書類は、どこで手に入れることができますか？

A 8 杉戸町役場人権・男女共同参画推進課の窓口を設置しているほか、杉戸町ホームページで手に入れることができます。

Q 9 郵送で手続きができますか？

A 9 関係書類の提出は郵送で手続きも可能ですが、宣誓書（様式第1号）については、職員の前でご本人に署名いただくことからお越しいただく必要があります。

Q 10 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりますか？

A 10 制度の利用や証明書の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

Q 11 証明書等は即日発行されますか？

A 11 即日発行はできません。提出いただいた書類の内容確認のため1週間程度要します。確認後、来庁日時を決めたうえ窓口で証明書等を交付します。

郵送を希望する場合は、別途ご相談ください。

Q 12 通称名は使用できますか？

A 12 既に日常生活において通称名を使用している場合は、通称名を使用することができます。その通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる書類）を提出してください。

交付する証明書等にも氏名のほか通称名が記載されます。

Q 13 土日など、休みの日に宣誓や証明書の交付を受けることはできますか？

A 13 相談が可能ですので、お問い合わせください。

Q 14 宣誓することで、受けられる行政サービスはありますか？

A 14 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書の提示等により、手続きが可能な行政サービスがあります。詳しくはP7「利用できる行政サービス」をご確認ください。

Q 1 5 他市町村でパートナーシップ制度を利用しています。

今後杉戸町への転入を考えていますが、提出書類はすべて揃えないといけないのでしょうか？

A 1 5 杉戸町と協定を結んでいる他市町村でパートナーシップ制度を利用されている方が、杉戸町に転入される時は、提出書類を一部省略できることがあります。詳しくは、本手引き巻末の担当までお問い合わせください。

〈宣誓後のこと〉

Q 1 5 氏名や住所が変更したときはどうしたらいいですか？

A 1 5 提出した書類に記入した氏名や住所等が変更した場合は、速やかに「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届」（様式第 5 号）と、住民票などの添付書類を提出してください。

また、必要に応じて証明書等を再交付しますのでお持ちください。

Q 1 6 町外に転出するときはどうしたらいいですか？

A 1 6 杉戸町外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」（様式第 6 号）を提出し、「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。



Q 1 7 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A 1 7 パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」（様式第 6 号）を提出し、「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。

8 相談窓口

セクシュアル・マイノリティ電話法律相談	 03-3581-5515
電話相談料は無料です。性的少数者の法律相談に詳しい弁護士がお受けします。	
窓 口：東京弁護士会 受付時間：毎月第2・第4木曜日（祝祭日は翌金曜日） 17時～19時	
にじいろ県民相談（埼玉県 LGBTQ 県民相談）	 0570-022-282
性的指向・性自認に関する悩みについての専門相談窓口です。	
窓 口：①電話による相談（0570-022-282）②LINEによる相談（ https://lin.ee/2f90PQMd ） 受付時間：毎週土曜日（年末年始を除く）18時～22時（最終受付時間 21時30分） 詳細： https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/lgbtq/kenmin-soudan.html	
よりそいホットライン	 0120-279-338
どんな人の、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。	
窓 口：一般社団法人 社会的包摂サポートセンター 受付時間：24時間年中無休 性的少数者に関する相談は、ガイダンスに沿って#4を押してください。	

以下の相談窓口は専門の相談窓口ではありませんが、ご相談に応じています。

埼玉県男女共同参画推進センターWith You さいたま	 048-600-3800
家族、パートナー、DV、人間関係などの相談を受けています。	
受付時間：月曜日～土曜日 10時～20時30分（祝日・第3木曜日・年末年始を除く）	
埼玉県立精神保健福祉センター	 048-723-3333（代表）
精神保健に関する問い合わせ・来所相談を受けています。	
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9時～17時 来所相談の予約をしてください。	
埼玉県こころの電話	 048-723-1447
こころの健康や悩みに関する電話相談です。	
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9時～17時	

杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓制度利用の手引き

令和6年4月発行

杉戸町人権・男女共同参画推進課

TEL 0480-33-1111（内線 217）
FAX 0480-33-4550
メール jinkendanjo@town.sugito.lg.jp